

しゃかいふくしほうじん やめししゃかいふくしぎょうざい  
社会福祉法人 八女市社会福祉協議会

けんりょうご  
権利擁護センター



にちじょうせいかつ  
**日常生活**  
じりつしえんじぎょう  
**自立支援事業**  
(金銭管理)  
(生活支援サービス)

せいねんこうけんせいど  
**成年後見制度**  
(財産管理など)

# 権利擁護センターでは こんな役割を担います。

## 1

### 相談 (無料)

- 電話や窓口で、成年後見制度や金銭管理に関する相談をお受けします。
- 相談の内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者を支援します。

相談日

■月曜日から金曜日

(土日・祝日及び年末年始はお休みになります。)

■午前8時30分～午後5時15分

## 2

### 成年後見人等の受任

家庭裁判所から選任された成年後見業務を行います。

## 3

### 普及・啓発

- 「成年後見制度」について地域の会合などでお話し、制度の周知を行います。
- 支援の必要な方への情報提供を行います。

## 4

### 市民後見人の育成

判断能力が低下した方の生活を地域で支援する「市民後見人」の育成を行います。

# あなたに<sup>ひつよう</sup>必要なサービスは？

権利擁護センターでは、日常生活自立支援事業と法人後見支援事業により、支援が必要な方のお手伝いをします。自分もしくはあなたの大切な人がどのような支援が必要か？下のチェックシートで確認してみてください。

## ●どこに置いたかな…



(通帳や印鑑をどこに置いたか忘れてお金がおろせないことがある。)

はい

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう  
**日常生活自立支援事業**  
**(金銭管理、生活支援サービス)の利用**  
をおすすめします (P3へ→)

## ●手助けがあれば安心する…



(ほとんどのことは自分で出来るが、誰かの手助けがあると安心。)

はい

せいねんこうけんせいど  
**成年後見制度**  
ほじょるいけい  
**(補助類型)の利用**  
をおすすめします (P6へ→)

## ●最近、忘れっぽくて心配だな…



(物忘れが多くなってきた。重要な契約は自分一人ではできない。)

はい

せいねんこうけんせいど  
**成年後見制度**  
ほさるいけい  
**(保佐類型)の利用**  
をおすすめします (P6へ→)

## ●誰だったか思い出せない…



(物忘れがひどくなって家族の区別もつかなくなってきた。)

はい

せいねんこうけんせいど  
**成年後見制度**  
こうげんるいけい  
**(後見類型)の利用**  
をおすすめします (P6へ→)

## ●先のことを考えると不安…



(これからのことが不安。将来支援してくれる人を今のうちに決めたい。)

はい

にんいこうけんせいど  
**任意後見制度の利用**  
をおすすめします (P11へ→)

# にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業

## どのようなことをしてくれるの？

たとえば、こんなことで  
こま  
困っていませんか？



役所から難しい書類が送られてきたけど、何？捨てていいのかしら？



あれっ、銀行の通帳どこにおいたのかなあ…

お金の管理が心配…どうしよう？



毎日の暮らしの中にはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。このような方々を支援する取り組みとして、八女市社会福祉協議会（権利擁護センター）では「日常生活自立支援事業」を実施しています。

### ① 金銭管理サービス ▶ まいにち くらしに か 毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします

#### 具体的内容



- ・福祉サービスの利用料金、医療費、日用品などの支払の手続き
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- ・公共料金、税金や社会保険料の支払の手続き
- ・預貯金の出し入れや解約の手続き

### ② 生活支援サービス ▶ ふくし サービスを あんしん 福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします

#### 具体的内容



- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- ・福祉サービスの利用における申し込み、契約の代行
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援
- ・市役所への手続きに関する支援

### ③ 金庫保管サービス ▶ たいせつ つうちょう、しょうしょ 大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします

- お預かりできるもの
    - ・定期預貯金証書
    - ・有価証券（株券・債券など）
    - ・証書（保険証書・不動産権利証書・契約書など）
    - ・実印、銀行印
    - ・その他、本会が必要と認めるもの
- ※このサービスは、保管のみとなり、財産の運用管理はできません。



- お預かりできないもの
  - ・宝石・貴金属・書画・骨董品など



# このような方を対象としています

ご本人に何かしらの不安があるけれども、成年後見制度を利用するほどではない方に対して、権利擁護センターが次のようなサービスを提供し、個人の日常生活の支援を行います。

## 利用できる方 (次のいずれにも該当される方)

- ・八女市にお住まいであること
- ・日常的金銭管理や福祉サービスの利用などについて、自己の判断や障がいや難病などで適切に日常生活を送ることが困難であること
- ・この事業の利用に関する契約を締結する能力があると認められること
- ・親族などからの日常的な援助が望めないこと

## サービス利用の流れ

### 1 相談の受付

八女市社会福祉協議会（権利擁護センター）へご相談ください。



無料

### 2 訪問・打合せ

八女市社会福祉協議会の専門員がご自宅や施設などを訪問し、お困りごとなどをお聞きします。そして、お手伝いできるサービスについてご説明します。



無料

### 3 支援計画作成・契約

ご本人の意向を確認しながら専門員が支援計画を立てます。その計画で承諾をいただければ、契約を行います。



無料

### 4 支援の開始

契約（支援計画）に基づいて生活支援員がご自宅を訪問し、援助を行います。



有料

内 容	料 金	備 考
① 金銭管理サービス	1 時間 1, 0 0 0 円/回	1 時間を超える場合は、30分毎に350円ずつ加算
② 生活支援サービス	1 時間 1, 0 0 0 円/回	1 時間を超える場合は、30分毎に350円ずつ加算
③ 金庫保管サービス	月額 3 5 0 円/回	預貯金通帳や銀行印など、出し入れの多い書類等預かり
	月額 2 5 0 円/回	年金証書や実印など、あまり出し入れしない書類等預かり

※生活保護を受けている方は、すべて無料です。

# 成年後見制度ってどんな制度？

せいねんこうけんせいど

せいど

## 成年後見制度ってどんな制度なの？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことを行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

せいねんこうけんせいど

## 成年後見制度にはどんなものがあるの？

せいねんこうけんせいど

ほうていこうけんせいど

にんいこうけんせいど

成年後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

### ほうていこうけんせいど 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方のために  
「後見」「保佐」「補助」

&amp;

### にんいこうけんせいど 任意後見制度

将来の不安に  
備えたい方のために

ほうていこうけん

しゅるい

## 法定後見の種類について

法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分けられます。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為を行います。また、本人が自分で法律行為をするときに、本人が同意を得ないで行った不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

# ほうていこうけんせいど がいよう 法定後見制度の概要



法定後見制度は、利用者本人の判断能力の程度によって以下のような3類型があります。

類 型		後 見	保 佐	補 助
本人の状態		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
家庭裁判所に申立てができる人		本人、配偶者、四親等内の親族(資料1)、検察官、市町村長、任意後見人など		
申立てについての本人の同意		不 要	不 要	必 要
代理権	代理できる行為	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為
	代理権付与についての本人の同意	不 要	必 要	必 要
同意権・取消権	取消が可能な行為	日常生活に関する行為以外の法律行為	民法13条1項所定の行為、申立ての範囲内で与えられた特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為
		日常生活に関する行為は除く		
	同意権・取消権付与についての本人の同意	不 要	不 要	必 要

## 解説

- ※同意権・・・本人が重要な財産行為に関する行為などを行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承すること。
- ※取消権・・・本人が後見人などの同意を得ないで重要な財産行為などを行った場合、その行為を無効なものとして、原状に戻すこと。
- ※代理権・・・本人に代わって、本人のために取引や契約などを行うこと。



# せいねんこうけんにん かつどう やくわり 成年後見人の活動・役割

## 成年後見人は、次のようなことを行います

### 身上監護

福祉サービスの利用や入所・入院の手続き、費用の支払いなど、契約に関わる支援を行います。

#### 住居に関すること

- 賃貸の契約
- 家賃の支払い など



#### 福祉サービスに関すること

- 介護保険の利用手続き
- 施設の入所手続き、費用の支払い など



#### 医療に関すること

- 受診・治療・入院の手続き
- 医療費の支払い など



#### 教育・リハビリテーションに関すること

- 教育・リハビリに関する契約
- 費用の支払い など



### 成年後見人の役割ではないもの

- 毎日の買い物、食事の世話、身体の介護など
- 入院や入所、賃貸借などの保証人や身元引受
- 治療や手術、延命治療や臓器提供などの同意
- 遺言、養子縁組、婚姻、離縁、離婚、認知などの行為

※被後見人の死後の葬祭、埋葬、家財整理など、死後の手続きや相続手続きにつきましては、ご相談下さい。





# 財産管理

本人のために必要な支出を計画的に行い、本人の金銭を管理します。具体的には金融機関との取引、不動産の管理・処分・遺産相続手続きなどを行います。

- 収入（年金・保険・給与など）や支出（生活費・公共料金・税金・保険料）の管理



- 預貯金・印鑑・権利証などの保管



- 銀行や郵便局などの金融機関との取引



- 不動産などの重要な財産の管理保存処分



## 成年後見人の報酬等について

- ① 成年後見人などが活動するための経費、本人のために活動したときの交通費や通信費などの実費は本人の財産から支払われます。
- ② 成年後見人などへの報酬は 1 年程度の一定期間支援した後、後見人が家庭裁判所に申立てをします。  
裁判所は後見事務の内容などを考慮して、報酬額を決定し、本人の財産の中から支払います。

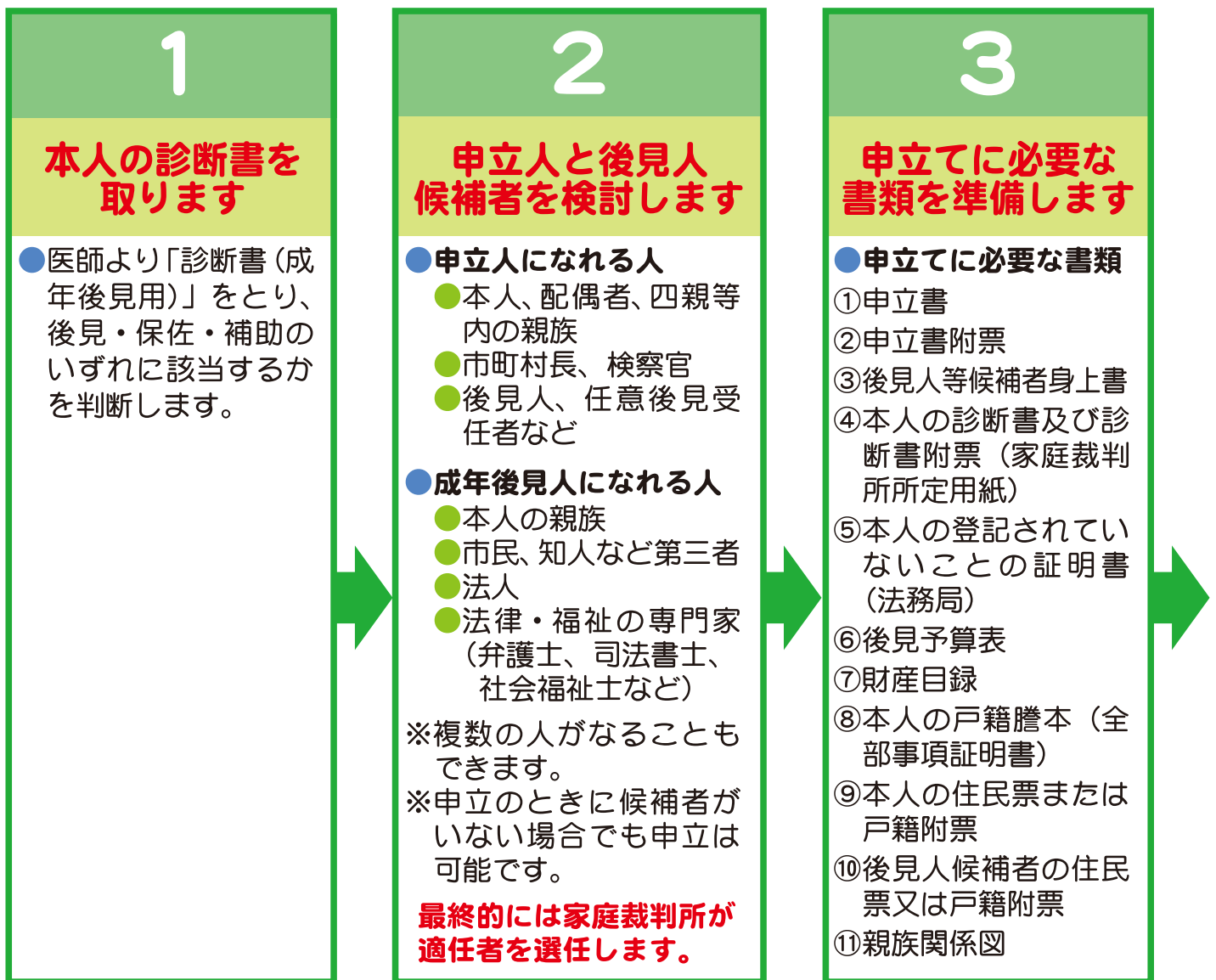
※報酬は社会福祉協議会が決定するものではありません。

# ほうていこうけんせいど もうした てつづ 法定後見制度の申立て、手続き

## 法定後見制度

法定後見制度は、すでに判断能力が低下した場合に利用する制度です。本人が判断能力が不十分になったときに、親族などが家庭裁判所に後見人などの選任を申立て、家庭裁判所が後見人などを選任する制度です。法定後見制度には、「後見」・「保佐」・「補助」の3つのタイプがあります。

## 法定後見制度の申立て手続きの流れ



### 参考として

申立て費用  
(めやす)

- 診断書料
  - 収入印紙
  - 郵便切手
  - 添付収入印紙
- 1万～1万5千円程度
- 1万円前後
- 鑑定費用  
(必要な場合)  
5万～10万円程度

# もうした かた ばあい 申立てをする方がいない場合

法定後見開始の審判の

## 申立権



市長

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方の保護・支援を図るため、市長に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられています。

### 4

#### 家庭裁判所に 申立てます

##### ● 審理

- 家庭裁判所が申立人、後見人等候補者、本人から事情をうかがいます。
- 家庭裁判所が親族に対し、意向確認を行うことがあります。
- 本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります。
- 後見などを開始するかどうかや類型、後見人等を誰にするかを家庭裁判所が判断します。

### 5

#### 審判が出ます

##### ● 審判確定・後見登記

- 申立てについて家庭裁判所の審判が出ます。
- 審判書が申立人、後見人などに通知されます。
- 審判書が通知されて2週間以内に不服申立てがされない場合審判が確定します。
- 家庭裁判所が審判確定後に東京法務局に登記手続きを行います。（2週間程度かかります）
- 登記は審判が確定した後、さらに2週間経過すれば法務局で取ることができます。

法定後見制度による支援がはじまります！

※ 申立てから審判が確定するまでの期間は、通常4カ月以内です。

※ 申立ては、ご本人がお住まいの地域を管轄する家庭裁判所八女支部に対して行います。

# 任意後見制度の申立て、手続き

## 任意後見制度

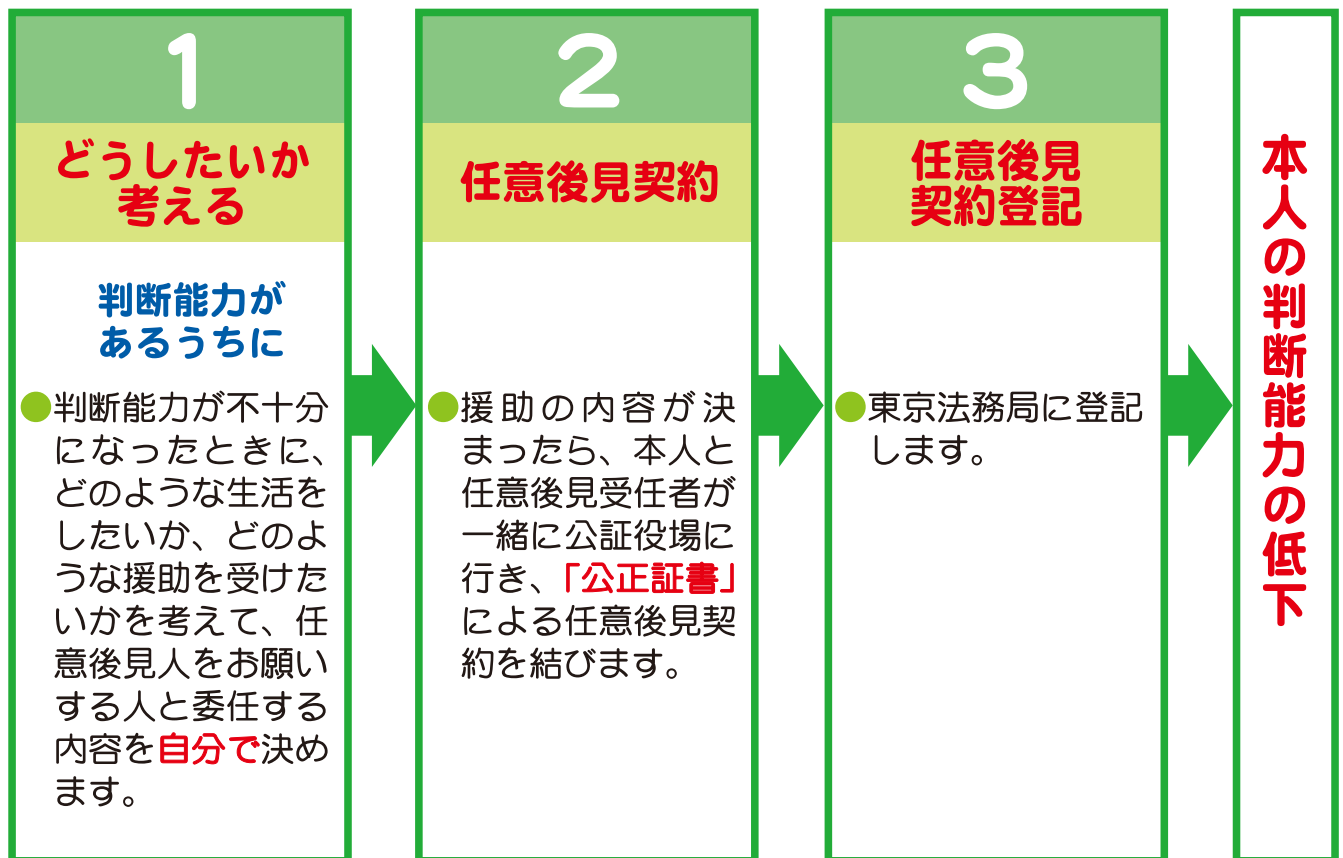
本人の判断能力が十分なうちに将来の判断能力の低下に備え、あらかじめ後見人や支援してもらう内容などを本人の希望にそって決めておきます。

その内容は公証役場で公正証書契約書を作成して、東京法務局に登録します。

将来、判断能力が低下した場合は、法定後見と同様に家庭裁判所に申立てを行い、審判後に任意契約による支援が始まります。



## 任意後見制度の申立て手続きの流れ



### 参考として

#### 財産管理 委任契約

心身の障がいなどにより財産管理や生活支援を必要とする方の支援方法として、自分の財産の管理等代理権を与える人を選んで、具体的な内容を決めて委任するものです。

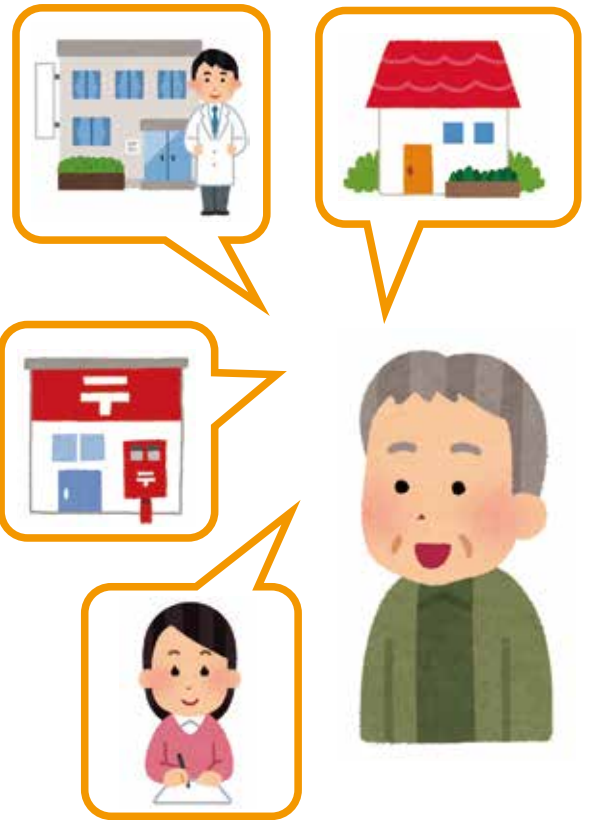
判断能力はあるが、身体が不自由なため、財産管理が難しい場合にも利用することができます。



## 決めておくことの例

- 後見人などを誰に頼むか？
- 将来在宅での生活が難しくなった時どのような施設に入りたいか？
- 預金や不動産など、資産の管理をどこまで頼むか？
- 介護契約や医療契約、入退院の手続きが必要になった時に代わりに契約を頼むかどうか？
- 後見人の報酬はいくらにするか？

※代理権目録を作成します。



4

申立て

判断能力が不十分になったときに・・・

- 配偶者や家族、任意後見受任者が本人の生活状況を把握し、本人の判断能力が不十分になったとき、本人の住所地の家庭裁判所に「任意後見監督人」選任の申立てをします。

5

審理

- 家庭裁判所の審理を経て、任意後見監督人が選任されます。
- そして、任意後見受任者が任意後見人となります。

6

開始

任意後見スタート!!

- 任意後見監督人の選任後、任意後見が正式に開始されます。

※ 財産管理委任契約は、成年後見制度とは別の契約ですが、「任意後見契約」と一緒に契約されることが多く、関係性の強い契約です。

# しみんこうけんにん かつどう やくわり 市民後見人の活動・役割

権利擁護センターは、八女市社会福祉協議会が法人として家庭裁判所からの選任を受けますが、具体的には市民後見人と役割を分担しながら支援を行います。

## 市民後見人とは・・・

権利擁護センターでは、だれもが住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう判断能力が十分でない人の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」を養成・支援します。

- 市民後見人とは、親族または弁護士などの専門職以外の一般市民による後見人のことです。
- 市民後見人は、判断能力が十分でない方の日常的金銭管理や日常生活における支払いの支援などを行います。

## 養成研修を受講してから活動のスタートまで

市民後見人養成研修を受講



養成研修

受講を修了

市民後見人の候補者として  
(社協) 権利擁護センターへ登録



権利擁護センター

市民後見人としての活動をスタート

八女市の場合は、身上監護のうち  
日常的な支払いなど、無理のない  
範囲の活動から行います。

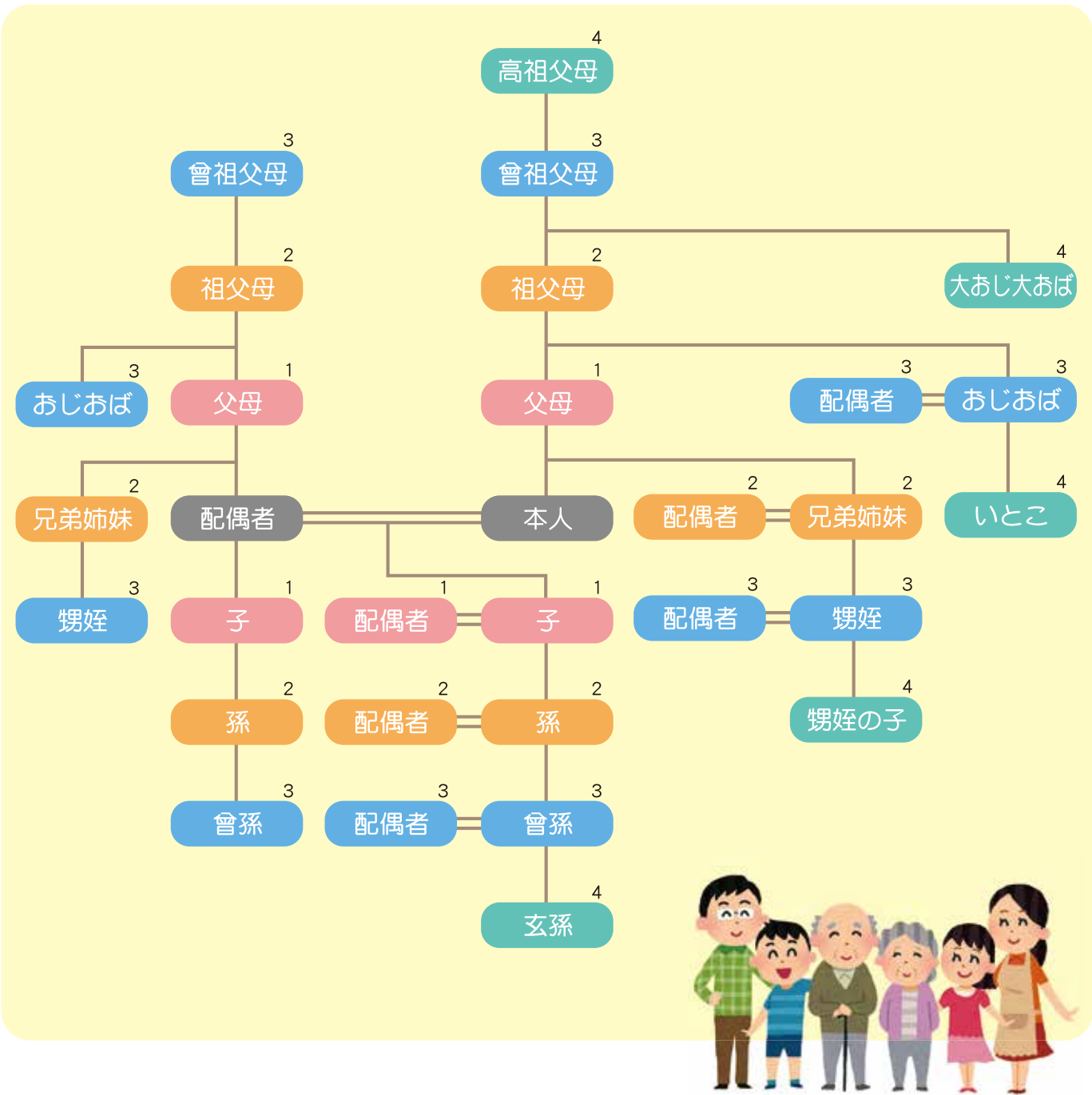


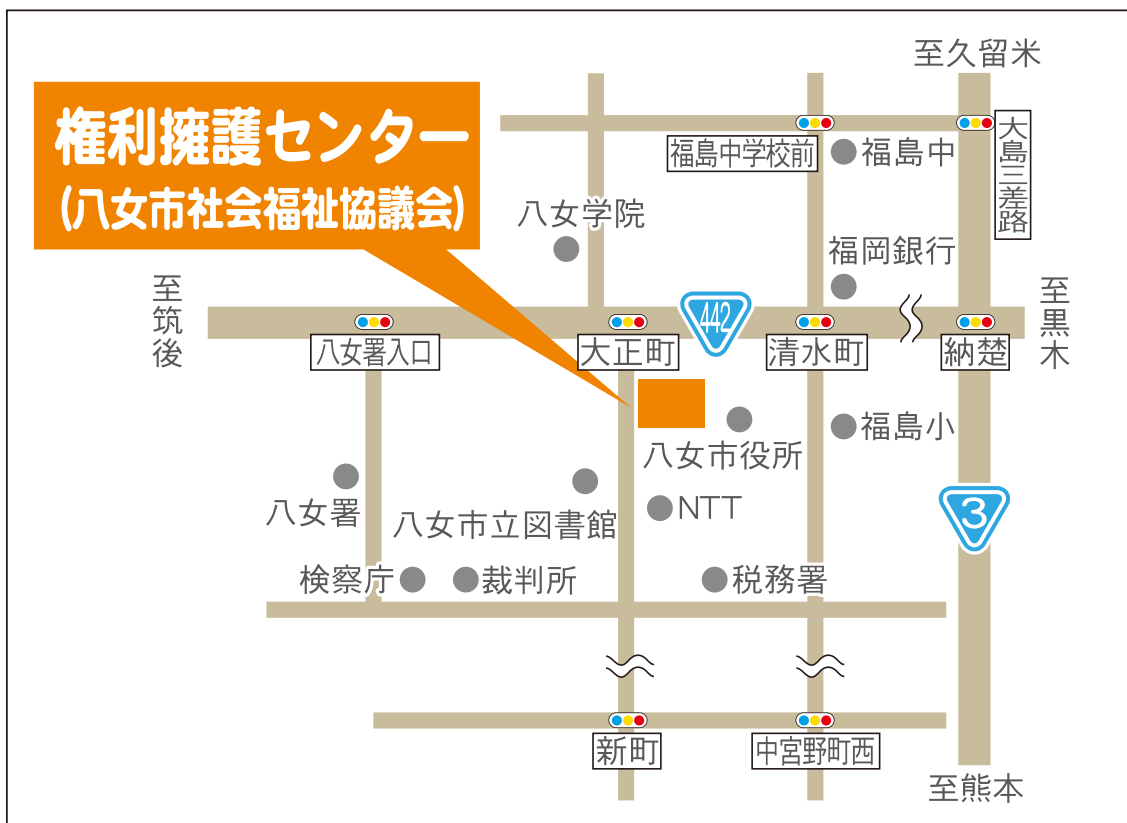
家庭裁判所



※ 詳しいことは、権利擁護センター（☎23-0294）へ、お問い合わせ下さい。

# 資料 1 四親等以内の親族





## 相談日

■月曜日から金曜日

(土日・祝日及び年末年始はお休みになります。)

■午前8時30分～午後5時15分

お問い合わせ


 しゃかいふくしほうじん やめししゃかいふくしきょうぎかい  
 社会福祉法人 八女市社会福祉協議会

けんりょうご

# 権利擁護センター

〒834-0031 福岡県八女市本町 599 番地

電話 0943-23-0294 FAX 0943-23-0242

メール yamesyakyo@bird.ocn.ne.jp

ホームページ <http://yamesyakyo.jp>